

争訟事件の発生について

1 争訟事件の概要

(1) 事件名

損害賠償請求事件

(2) 訴状到達日等

令和7年9月29日（提訴日：令和7年9月12日）

(3) 当事者

①原告 別紙のとおり

②被告 世田谷区並びに事件当時の原告の同級生Aの親権者2名

(4) 請求の趣旨

①被告世田谷区は、原告に対し165万円及びこれに対する令和4年5月30日から支払済みまで年3分の割合による金員を支払うこと。

②訴訟費用は、被告の負担とすること。

③判決及び仮執行宣言

(5) 原告の主張

本件学校は、いじめ防止に向けた指導を徹底し、原告が安心安全に学校生活を過ごせるよう配慮すべき法的義務を負っていたが、原告は、令和6年5月31日、本件いじめを原因として本件学校から転出した。

本件学校は、世田谷区教育委員会による指揮監督を受けて、それぞれ職務を行っているため、被告世田谷区は、精神的疾患の発症や教育を受ける権利の侵害など原告が被った損害について、かかる義務違反を理由として国家賠償責任を負わなければならない。

2 今後の対応

特別区人事・厚生事務組合法務部と協議し対応する。